

# くらしのちえ

第145号  
2014年  
5月発行

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

## 賢く使おう! クレジットカード



～カードの仕組みを知っていますか～

現金を持っていなくても、支払いができる便利なクレジットカード。  
何枚も保有しているという人も多いのではないのでしょうか。とても便利ですが、その特性をよく理解しないまま利用するとトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。  
クレジットカードの賢い利用方法について、考えてみましょう。

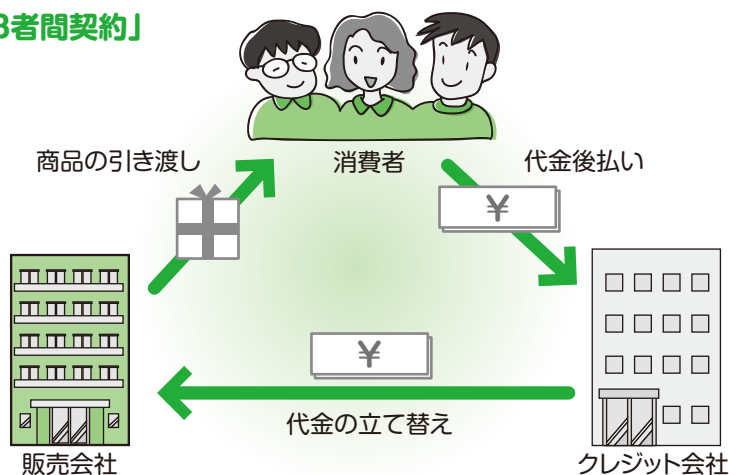
### 普及が進むカードの世界

いろいろな  
カードがあります

- クレジットカード → 個人の信用で後払いができる
- プリペイドカード → 代金を前払いして購入する
- キャッシュカード → 預金者に発行するカードでATMで使う
- デビットカード → キャッシュカードで口座から即時支払いができる

### クレジットカードの仕組み

#### 「3者間契約」



- ・消費者の信用(CREDIT)に基づき、クレジット会社が審査をして、利用可能額を決めて発行する。
- ・消費者が販売会社で購入した商品等の代金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払い、後日、消費者がクレジット会社に支払う。
- ・契約の当事者は、消費者、販売会社、クレジット会社の3者になり、商品の購入先と代金の支払先が異なる。

## クレジットカードを申し込むと…

### 1. 申し込み書の提出

・申し込み書に年収、勤務先、家族状況、年齢等を記入する。

### 2. クレジット会社の審査

・指定信用情報機関(CIC※①)に登録された個人信用情報※②などを参考に審査が行われる

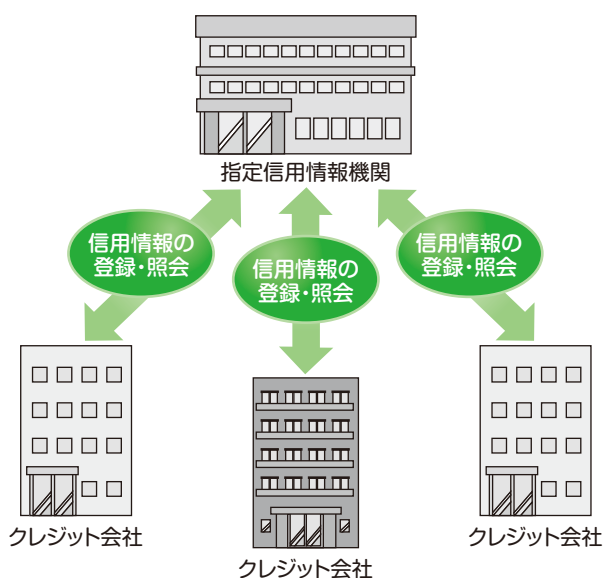
### 3. カード発行の可否の決定

・審査が通った場合は、利用可能枠(金額)が設定される。

### 4. カードの発行

・カードを受け取ったらすぐに裏面にサインして、大切に保管しよう。  
・会員規約(利用する際のルールが書かれた利用規約)をよく読もう。

★(サインには本人確認の意味があり、裏面にサインのないカードは利用できません)



※①株式会社シー・アイ・シー (CIC)

クレジット会社、銀行、消費者金融会社の各業界は、それぞれ信用情報機関を設立し、カード発行時の審査等に利用しているが、CICは、割賦販売法に基づく指定信用情報機関で、クレジット会社が利用している信用情報機関。

※②個人信用情報

クレジットやローンの契約内容や支払状況などの取引事実を登録した個人の「信用」を表す情報。

#### CICではこんなこともできます

「開示制度」: CICに加盟しているクレジット・ローン会社等との契約の内容や支払状況などを確認できる。

「本人申告制度」: 免許証、健康保険証の紛失や盗難にあった時に登録できる。

## クレジットカードの支払い方法を確認しよう

無理なく計画的な利用を!

クレジットカードの支払い方法には、5つのタイプがあります。

1回払い

2回払い

分割払い  
(3回以上)

ボーナス  
一括払い

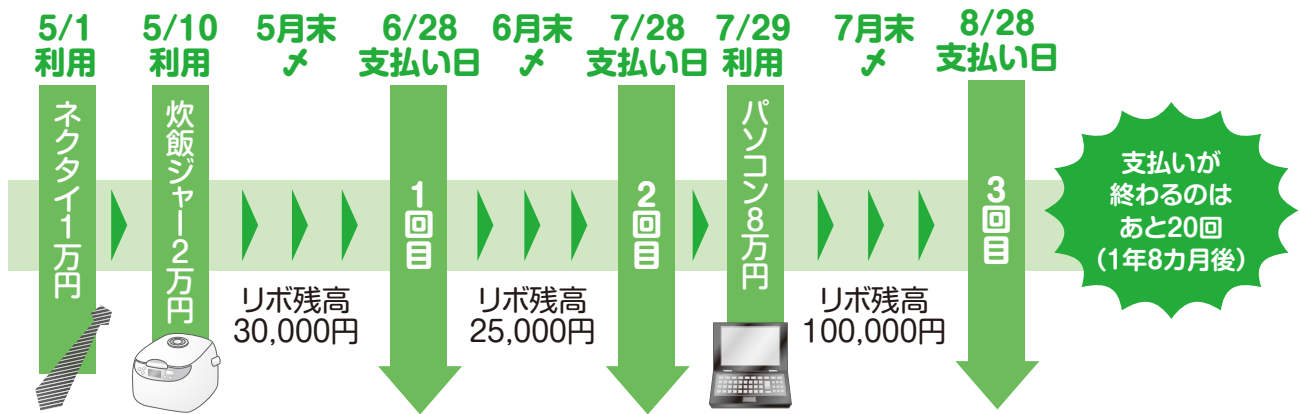
リボルビング払い  
(リボ払い)

### リボルビング払い(リボ払い)の特徴

利用限度額が決まっている	● 限度額内であれば利用額や購入した商品数にかかわらず、あらかじめ定めた一定の額(定額)、又は一定の率(定率)で、代金を毎月クレジットカード会社に支払う。
支払い総額がわかりにくい	● 毎月の支払額が平準化されるが、カードの種類や支払いコースによって支払い金額の算定方法が異なる。 ● 支払残高により手数料が変わるなど、仕組みが複雑で、支払った合計金額を把握しにくい。
期限と回数は決まっていない	● 毎月支払いをしても、新たな買い物をすると支払いを終える時期が延びる。 ● どの商品の支払いが終わったのかわかりづらく、支払残高がある限り支払いが続く。

## リボ払いの支払いのイメージ

【支払い額：月々5,000円(定額コース)、支払額に手数料を加えて支払う場合 手数料(実質年率)15%】



支払い日	6/28(第1回)	7/28(第2回)	8/28(第3回)	4回目以降
リボ支払いコースの金額	5,000円	5,000円	5,000円	
リボ手数料	375円 (3万円×15%÷12)	312円 (2万5千円×15%÷12)	1,250円 (10万円×15%÷12)	3回目と同様の 計算方法で算出
支払金額合計	5,375円	5,312円	6,250円	

★支払残高が一定金額を超えると、月々の支払額が変わるコースもあります。どのような設定か規約をよく確認しましょう。

## これはNG! やっちゃダメ!

- 生年月日や電話番号などを暗証番号にしない!  
(紛失した時に悪用されることがあるので、他人にわかりにくいものにしましょう。)
- インターネットのサイトで、安易にクレジットカード番号を入力しない! パソコン上に保存しない!  
(利用する時には、規約や会社情報を確認し、セキュリティ対策が十分か注意しましょう。)
- 金額や支払い方法、支払い時期などを確認しないうちに、伝票にサインしない!  
(契約を承認することになるので、慎重に。明細は大切に保管しましょう。)
- クレジットカードを貸すのは、厳禁!  
たとえ家族でも貸してはいけません。  
(カードはクレジット会社から貸与されたもので、利用できるのは会員本人だけです。)

★クレジットカードは、「後払い」です。必ず後日、請求がきます。

★計画的に利用しないと支払えなくなってしまうことがあるので、十分に注意しましょう。

## クレジットカードの紛失や盗難にあったときは

すぐに、クレジットカードを発行した会社と最寄りの警察に届け出てください。

- ・紛失や盗難によりクレジットカードが悪用された場合、保険などが適用される制度があります。
- ・「○日以内に申し出る」など、条件があるので確認が必要です。

★酔っぱらっている時に繁華街で店内に誘い込まれ、強い酒で泥酔状態になったときにカードを抜き取られて、不正使用されたという相談もあります。犯罪に巻き込まれないよう、十分に注意しましょう。

## こんな相談がありました

### 事例1 子供がオンラインゲームで、有料アイテムを購入してしまった!

中学生の息子が無料のオンラインゲームをやりたいというので、自分が使っているスマートフォンを何度か貸した。しかし、ゲームを進めようとした息子が有料のアイテムを購入したようで、20万円の請求を受けている。

音楽をダウンロードした時に、アプリストアに自分のクレジットカード番号を入力したことがあり、その時のカード情報が残っていたのを息子が無断で使ったようだ。



### ポイント! ●クレジットカードは、「管理責任」を問われます。

クレジットカード発行時には、利用する際のルールが書かれた利用規約を渡されます。カードを善良に管理する旨が定められており「自分は使っていない」と主張しても、代金の支払いはクレジットカードの名義人に請求されます。カード名義人本人の管理義務について理解した上で、利用しましょう。

子供が利用しているオンラインゲームのしくみを十分に理解し、使い方について親子でよく話し合うことも大切です。

### 事例2 SNSサイトで、無料のお試しサプリを申し込んだら、定期購入になった!

SNSサイトで「ダイエット!」という広告があったので、クリックしたところ、あるサイトに飛んだ。「やせるサプリメント1回分を、お試し無料で送ります。送料200円は負担して下さい」と記載があり、送料の支払いはクレジットカードからの引き落としというので、カード番号を入力した。

お試し商品は届いたが、その後も何度か商品が届いた。不審に思い問合せたら、広告の下に小さな文字で規約があり「キャンセルしないと自動更新になり、定期購入便で商品を送る」と書いてあることがわかった。



### ポイント! ●まず規約を確認し、販売店とクレジット会社にも連絡しましょう。

クレジットカードで商品を購入した際、「申し込んだものと違う・商品に破損・欠陥・販売店の都合で商品が届かない」等のトラブルが起きた時は、販売店とともにクレジット会社にも連絡しましょう。問題が解決するまで、請求を停止してくれる場合があります。

## 台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所10階 ④番窓口

電話または来所による相談(相談無料・秘密厳守)



トラブルにあった時は、  
早めに消費者相談コーナーへ  
ご相談下さい。